

あさひが丘自治会館管理運営要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、あさひが丘自治会(以下「自治会」という。)が規約第18条に基づき、自治会が所有するあさひが丘自治会館(以下「会館」という。)の管理及び運営 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会館の定義)

第2条 会館とは、自治会の運営、自治会員(会員の家族を含む。以下「会員」という。) の親睦・融和及び福祉の増進、その他地域文化の向上等を図る場として利用する建物 及びその付帯設備をいう。

(会館の管理責任者及び会館運営委員会)

第3条 会館の管理責任者(以下「管理者」という。)には、自治会長が当たり、その健全な管理及び運営を図るため、自治会規約第5条及び第18条に規定するあさひが丘 会館運営委員会(以下「委員会」)を置きこれに当たるものとする。
2委員会事務局は、江別市あさひが丘31番地の3、あさひが丘会館に置く

(会館の使用目的)

第4条 会館は、自治会及び会員の使用に充てることを本旨とし、その会議・行事・集 会・会合、サークル活動、その他委員会において適当と認める行事・集会等に使用する ものとする。

第2章 委員会及び管理人

(委員会の構成)

第5条 委員会は、管理者、委員長及び委員をもって構成する。
2 委員長は、自治会副会長等の中で、管理者から指名された者が当たる。
3 委員は、自治会役員のうち、委員長以外の副会長、各部長、会計部及び総務部の副 部長、並びにその他の役員及び会員の中から委員長が指名した者をもって構成する。
4 委員長及び委員の任期は、自治会規約に基づく役員任期と同じく1年とする。ただし、欠員が生じて補充した場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会の役割及び権限)

第6条 委員会は、会館の管理・運営に関する監督及び意思決定等を行うものとする。
2 委員会は、会館の管理運営を円滑に行うため、委員長の招集により定期的に会議を 開催し、次の事項を審議し決定するものとする。
(1) 会館の管理運営細則(以下「細則」という。)の制定に関すること
(2) 会館の維持及び管理全般に関すること
(3) 会館の事業計画、使用及び運営全般に関すること
(4) その他委員長が必要と認めた事項に関すること

(会館会計)

第7条 会館の大規模修繕、管理及び運営に関する予算は、会館会計(会館修繕積立特 別会計、会館会計収支決算及び予算)として独立させ、総会の議決を得るものとする。

(管理人)

第8条 管理者は、自治会の使用人として会館を管理させるため、委員会の審議を経て、 自治会役員以外の会員の中から適任の管理人を若干人委嘱することができる。
2 管理人は、会館管理人室を拠点とし、会館使用中は原則として会館に常駐して業務 に当

たるものとする。

3 管理人は、委員会の命を受け、本要綱及び細則の定めによるほか、委員会で決定した業務に当たるものとする。

4 委員長は、必要により管理人を委員会に出席させることができるものとする。

第3章 会館の使用

(使用申請及び許可)

第9条 会館の使用は、原則として、所定の申込書により事前に委員会に申請し、許可を受けるものとする。また、会員以外の会館使用については、委員会で審議の上、所定の契約を結び、会員に準じて使用させることができるものとする。

(会館の優先使用)

第10条 会館の使用は、災害時の避難及び救護、会員の葬儀など、公益又は慣習上必要な場合を最優先とするほか、自治会の会議等、自治会活動、その他委員会が必要と判断する集会等を優先させることとする。

2 前項における最優先使用を除くほか、通常の会館使用においては、原則として次の優先順位とする。

(1) 第一優先 自治会の会議・行事等で、自治会が使用する場合

(2) 第二優先 多数会員のサークル・団体行事等に伴う会議等のほか、自治体など自治会以外の団体等が主催する会員説明会等で使用する場合

(3) 第三優先 多数会員のサークル活動、講習会、集会等で使用する場合

(4) 第四優先 上記以外で会員が使用する場合のほか、学習塾等会員以外の者が主催して個人又は団体で使用する場合

3 委員会は、前2項による会館の優先使用に当たり、可能な限り事前に許可を与えた者と必要な連絡調整等に当たるものとする。

(会館の使用制限)

第11条 会館は、使用目的に則り、次の各号に該当する場合には使用させないものとする。

(1) 政治的・思想的・宗教的な目的で開催される集会等 (2)
騒音その他公の秩序又は風俗を乱すおそれがある集会等

(3) 会館の管理上支障があると判断される集会等

(4) その他委員会において不相当と認めた集会等

(経費負担)

第12条 会館の利用者は、光熱費、水道料、その他の経費を負担するものとする。

2 使用料金等は、細則で定めるとおりとする。

(利用者の義務)

第13条 会館の利用者は、使用責任者を決め、細則で定める利用規定を遵守しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成24年度自治会総会の議決を得て、平成24年4月15日から施行する。

2 「あさひが丘会館運営細則(平成10年10月1日制定)」は、廃止する。

制 定 平成24年4月15日

一部改訂 平成31年4月14日